

市有財産公売【一般競争入札（事後審査）】

佐世保市公告第 596 号

一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 2年11月20日

佐世保市長 朝長 則 男

1 入札に付する事項

次に掲げる物件を一般競争入札の方法により売却します。

物件番号	所在地 (地番)	地目 種類	地積 延床面積	建ぺい率	容積率	用途地域	参考価格 (単価：万円)	備考
物件 1	三川内本町 370番3	宅地	143.78 m ²	70%	200%	市街化調整区域	466万円	
物件 2	鹿町町鹿町 659番2 外1筆	宅地 雑種地	6,259.55 m ²	70%	200%	非線引都市計画区域	689万円	
物件 3	鹿町町下歌ヶ浦 981番2	宅地	227.56 m ²	70%	200%	非線引都市計画区域	267万円	
物件 4	宇久町平 3095番18外1筆	宅地	236.83 m ²	70%	300%	非線引都市計画区域	301万円	
物件 5	藤原町 41番49	宅地	190.07 m ²	60%	200%	第一種住居地域	706万円	
物件 6	比良町 174番1外1筆	宅地	375.96 m ²	60%	200%	第一種住居地域	1,546万円	
物件 7	宇久町平 2741番4 外7筆	宅地 雑種地	2,536.02 m ²	70%	200%	非線引都市計画区域	1,319万円	
物件 8	宇久町平19番1 外6筆	宅地 外	24,577.32 m ²	70%	200%	非線引都市計画区域	19,700万円	(価格割合) 土地 20% 建物 80%
	宇久町平19番地1	ホテル (建物)	1,593.39 m ²					

※詳細は「物件調書」を必ずご確認ください。

2 物件に関する特記事項

物件は現状有姿のまま引き渡しますので、物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。

なお、契約不適合責任は一切負いません。

- (1) 建築要件等については、事前に関係機関に確認してください。
- (2) 建物建設の計画内容については、周辺の景観や環境への調和に配慮するとともに、事前に関係機関と協議を行ってください。
- (3) 埋蔵文化財包蔵地に該当する旨の記載がある物件については、土木工事・建設工事等の実施時において埋蔵文化財の発掘調査が必要となりますので、事前に関係機関と協議を行ってください。

3 入札参加資格

次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

なお、(2)に掲げる事項については、佐世保市から警察当局及び関係官公署への照会により確認します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために

必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しません。

(2) 次のいずれかに該当する者

- ① 佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ② 条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有する者
 - ⑦ その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者又は警察等捜査機関が確認した者
- (3) 入札参加申込受付時から起算して過去1年間に、建築基準法等の違反により、国又は地方公共団体から行政処分又は行政指導を受けたことのある者
- (4) 平成31年4月1日からこの公告を行うまでの間に、佐世保市が行った土地又は建物の一般競争入札又は先着順売却において、落札し契約を締結しなかった者、又は買受申込書を提出し契約を締結しなかった者
- (5) (2)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

4 入札の方法

当該物件の入札方法は、次のとおりとします。

- (1) 佐世保市が指定する入札書に必要な事項を記入（押印）し、任意の封筒に入れ「割印」すること。
- (2) 封筒の宛名は、「佐世保市長」とし、「日本郵便株式会社佐世保木場田郵便局留、佐世保市役所資産経営課行」、「親展」とすること。
- (3) 封筒表面に「入札書」と朱書きし、開札日、物件番号を記入すること。
- (4) 封筒裏面には、差出人の住所と氏名（会社名）を記入すること。
- (5) 入札書は書留（簡易書留等）による郵送とし、令和2年12月17日（木曜日）までに「日本郵便株式会社木場田郵便局」に到達しなければならない。なお、指定日までに指定郵便局に到達しないことがあるため事前に郵便局に確認し発送すること。
- (6) 日本郵便株式会社佐世保木場田郵便局から本市に到達したときをもって入札書の提出があったものとみなし、この時点以降における入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。
- (7) 入札参加申込者は、入札書の記載事項を訂正したときは、入札に使用した印鑑を訂正箇所を押印すること。ただし、首標金額の訂正はできない。
- (8) 落札者が本契約を締結しない場合は、今後の市有財産公売の参加を制限することがある。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に物件名称を記入していないもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの
- (4) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- (5) 入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (6) 送付された入札書が指定日までに指定郵便局に到達しなかったもの
- (7) 指定した入札方法以外の方法による入札

6 開札の日時及び場所

日時 令和2年12月23日（水曜日）午後2時から

場所 佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所 6階会議室

7 開札の立ち会い

開札会場には関係者以外の入室ができませんので、開札の立ち会いを希望される場合は、令和2年12月18日（金曜日）の正午までに申し出てください。なお、代理人が立ち会う場合は、当日、委任状の提出が必要です。

8 入札保証金

- (1) 事前に「入札金額の100分5以上の入札保証金（円未満切り上げ）」の金額をご提示ください。また、後日、佐世保市が発行する納入通知書により「開札日前日までに納付」してください。
- (2) 納付確認のため、開札日前日の17時00分までに「領収書の写し」をご提出ください。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、売買代金又は契約保証金に充当します。
- (4) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後に返還します。
- (5) 入札保証金に利息は付しません。
- (6) 落札候補者との契約が成立しなかったときは、入札保証金は佐世保市に帰属します。

9 落札候補者の決定

- (1) 予定価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格入札者を落札候補者とします。
- (2) 同額の入札をした者が2者以上あるときは、「くじ」により落札候補者を決定いたしますので、あらかじめ入札書の「くじ番号」欄に「001」～「999」までの任意の3桁の数値を記入してください。なお、記入がないものは「0（ゼロ）」を記入したものとみなします。
- (3) 同額により「くじ」となった場合は、佐世保市により次の要領で落札候補者を決定します。
 - ア 同額となった入札書の受付日時順に「0」から順に番号を付番します。
 - イ 同額の入札書に記載してあるそれぞれの「くじ番号」すべての数値を合計します。
 - ウ 上記数値を同額となった入札書の数で割り、余りの数値を算出します。
 - エ 「付番数値」が「余りの数値」と合致する者を落札候補者とします。
- (4) 落札候補者が決定したら、落札候補者に対し口頭もしくは電話で通知します。

10 入札参加資格の審査（事後審査）

落札候補者は、次の書類を令和3年1月6日（水曜日）の正午までに提出してください。

区分	提出書類
法人	①入札資格審査申請書（法人用）、②誓約書兼同意書（法人用）、③印鑑登録証明書（発行から3カ月以内のもの）※コピー不可 ④登記事項全部証明書（発行から3カ月以内のもの）※コピー不可 ⑤マイナンバーカード、住民票又は健康保険証の写し（代表者、取締役及び監査役を含む全員分）
個人	①入札資格審査申請書（個人用）、②誓約書兼同意書（個人用）、③印鑑登録証明書（発行から3カ月以内のもの）※コピー不可 ④身元証明書（発行から3カ月以内のもの）※コピー不可、⑤マイナンバーカード、住民票又は健康保険証の写し

11 落札者の決定

- (1) 落札候補者の入札参加資格を審査し、要件をすべて満たしていた場合は、当該落札候補者を落札者とします。
- (2) 落札者が決定したら、落札者に対し電話で通知します。
- (3) 落札者が、契約締結日までの間に佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合、本契約を締結しないこととします。

12 契約保証金

- (1) 落札者は「落札金額の100分の10以上の契約保証金（円未満切り上げ）」から入札保証金を差し引いた金額を、佐世保市が発行する納入通知書により納付してください。なお、売買契約締結と同時に売買代金を納付する場合は免除します。
- (2) 契約保証金は、売買代金に充当します。
- (3) 契約保証金に利息は付しません。
- (4) 期限までに契約を締結しないときの契約保証金は佐世保市に帰属します。

13 消費税及び地方消費税

この入札に付する土地の物件については、消費税及び地方消費税は課税されませんが、建物を有する物件については、入札書に記載された金額に、指定する価格割合により算定された建物部分の金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が契約金額となります。

14 契約の締結及び代金の納付

- (1) 売買契約の締結は、落札者決定後60日以内を期限とします。また、売買代金は、契約締結と同時に佐世保市が準備する納付書で即納となります。なお、契約保証金を納付する場合は、残金を契約書に定める期限までに納付してください。

15 入札内容等の公表

入札内容等については、佐世保市ホームページ上で「物件情報」、「応札者数」、「落札者名」、「落札金額」を公表します。

16 その他事項

- (1) 所有権移転登記は、佐世保市が行います。
- (2) 所有権移転登記に係る不動産登録免許税は、契約者の負担とします。
- (3) 物件は現状有姿のまま引き渡すことを条件としていますので、当該物件に係る立木の伐採、雑草・切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等、地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、当該物件の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかなるを問わず、佐世保市では一切行いません。
- (4) 引渡しは売買代金の完納後、当該物件の所有権が落札者に移転した後、引渡し時の現状で引き渡すもの。

17 問合せ先

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号
佐世保市役所 財務部 資産経営課 資産保全係（佐世保市役所6階）
TEL: (代表) 0956-24-1111 内線2646（直通）0956-37-6111
FAX: 0956-25-9648